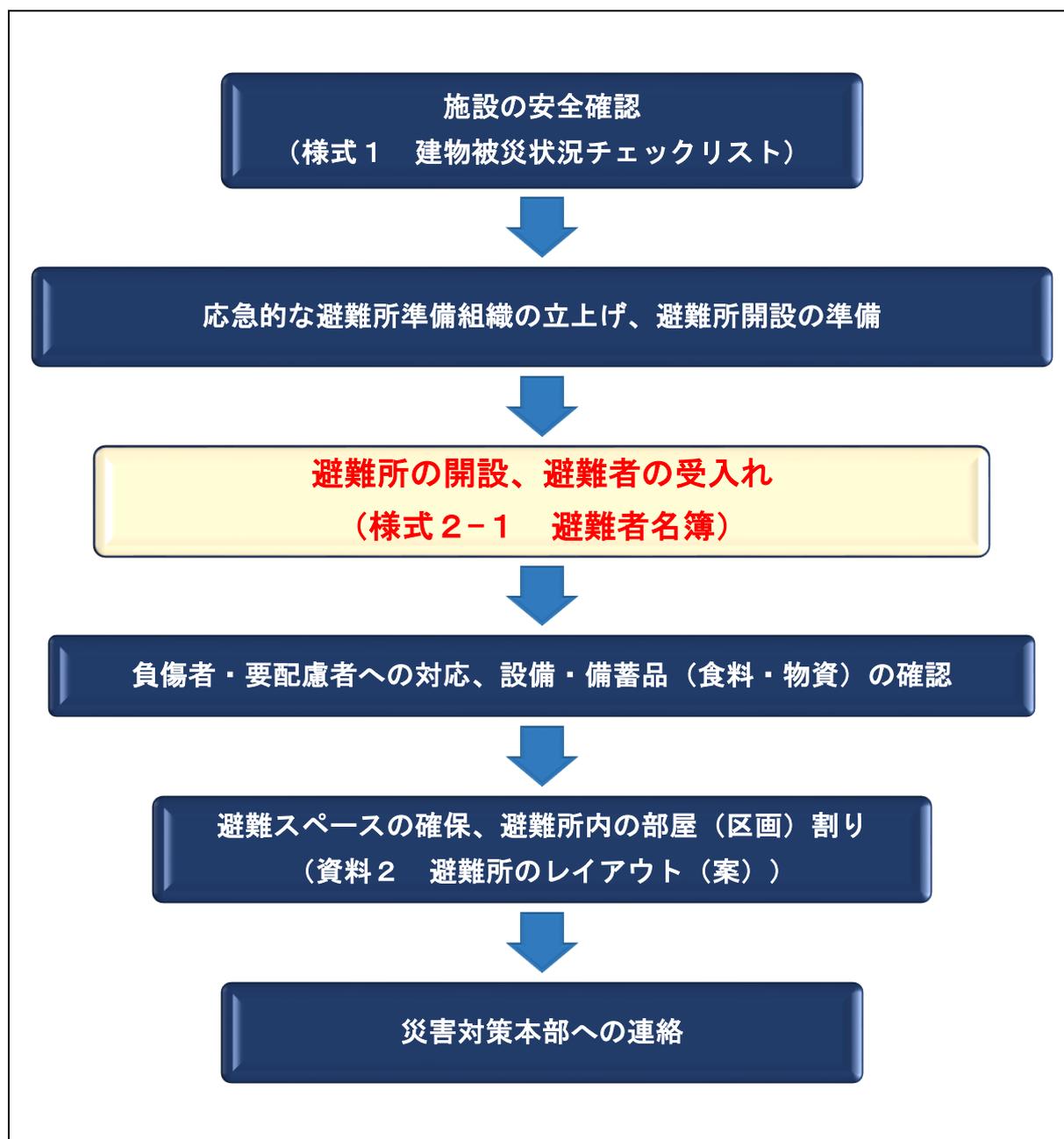
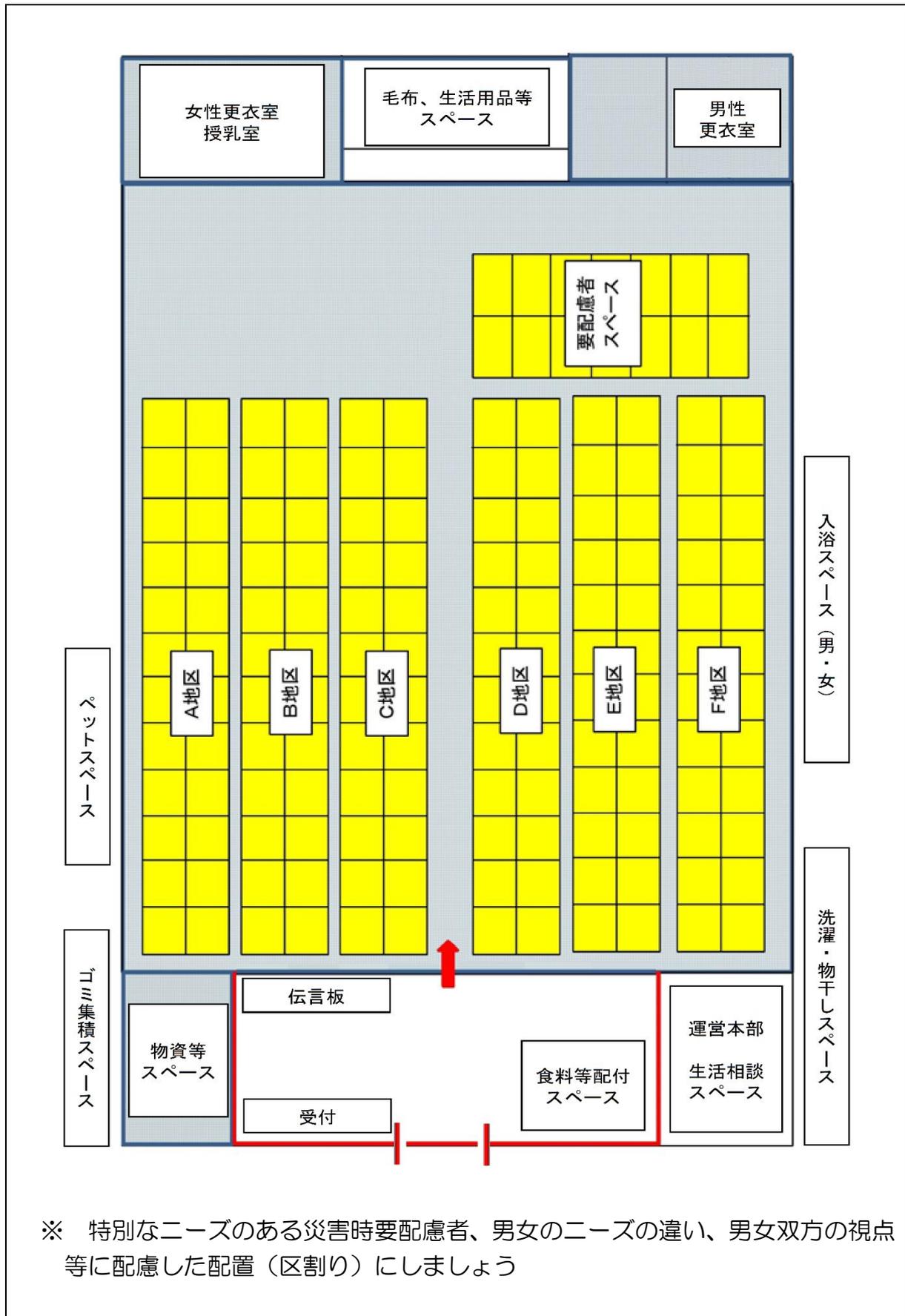


【資料 1 初動期の実施業務の流れ】



【資料2 避難所のレイアウト（例）】



※ 特別なニーズのある災害時要配慮者、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した配置（区割り）にしましょう

避難所生活ルール

当避難所の生活ルールは次のとおりです。
ルールを守って皆さんで助け合いましょう。

[避難所運営組織]

- ・当避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難所運営本部を組織します。
- ・運営本部には、総務班、避難者管理班、食料・物資班、施設管理班の各活動班を設置します。活動班に入っていない人も、できる限り協力してください。
- ・運営本部会議を毎日、____時と____時に開催します。

[起床等]

- ・起床 ____時 ____分
- ・消灯 ____時 ____分
- ・食事 朝食____時 ____分～、昼食____時 ____分～、夕食____時 ____分～

[食料・物資]

- ・原則として全員に提供できるまで配付しません。
- ・不足する場合は、避難所運営委員会で配付基準を決定します。
- ・ミルク、おむつなどは必要な方に配付します。

[生活空間の利用方法]

- ・居住空間は世帯単位で区切って使用し、世帯のスペースとして使用します。
- ・居住空間は土足厳禁とし、脱いだ靴は各自が保管します。
- ・共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。
- ・来訪者の面会は共有空間や屋外とします。
- ・立入禁止、使用禁止、利用上の注意等の指示には必ず従ってください。
- ・利用している場所を移動してもらうことがあります。
- ・犬、猫などのペット等を居室に入れることは禁止です。指定の飼育場所に移動してください。

[プライバシーの確保]

- ・世帯の居住空間はその世帯が占有する場所と考え、みだりに立ち入らないようにします。
- ・居住空間でのテレビやラジオは周囲の迷惑になる可能性があるため、使用する場合はイヤホンを使用します。

[清掃]

- ・世帯の居住空間は、各世帯で清掃を行います。
- ・避難者全員が使用する共用部分については、全員が協力して清掃します。
- ・トイレは毎日 時と 時の2回、交替で清掃します。

[洗濯]

- ・洗濯は世帯や個人で行います。
- ・洗濯場所や物干し場などは、独占せず公平に使用します。

[ごみ処理]

- ・世帯ごとに発生したごみは、それぞれの世帯の責任で共有のごみ集積場に捨てます。
- ・共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人が責任をもって捨てます。
- ・ごみは必ず分別してから捨てます。

[火災防止]

- ・敷地内は禁煙です。決められた場所での喫煙に、ご協力をお願いします。
- ・屋外でストーブなどを使用する場合は、使用箇所と時間などを定め、責任者を決めて火元管理を徹底してください。

[携帯電話の使用携帯電話の使用]

- ・居室では携帯電話の通話を禁止します。
- ・通話は屋外や定められたスペースのみで行ってください。
- ・居室ではマナーモードに設定し、迷惑にならないようにしましょう。

[飲酒]

- ・原則として、屋内での飲酒は禁止します。

[避難者名簿避難者名簿]

- ・避難してきた際には、必ず避難者名簿を記入してください。（この名簿に基づいて、食料や物資をはじめとする支援を受けることとなりますので、ご協力ください。）
- ・避難所を退所するときも、必ず避難者管理班に転出先等を連絡してください。

[避難所の閉鎖避難所の閉鎖]

- ・避難所は電気、水道などのライフラインが復旧し、応急仮設住宅等が整備された段階で閉鎖されます。（状況により、規模の縮小や統合もあります。）

・・・など

★その他、新しい生活ルールが必要となった場合や、ルールの変更が必要となった場合は、適宜、避難所運営本部で検討を行います。

＜ペットの飼い主の皆さんへ＞

当避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、人とペットが気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。

- ①ペットは、指定された場所で、必ず、繋いで飼うか、ケージ（オリ）の中で飼ってください。また、飼い主がわかるよう、ペットに迷子札をつけましょう。
- ②ペットの体や飼育場所は、常に清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないように努めてください。
- ③ペットの苦情や危害の防止に努めてください。
- ④指定された場所で排便させ、必ず後始末を行ってください。
- ⑤餌は時間を決めて与え、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ノミ及びダニの駆除に努めてください。
- ⑦運動やブラッシングは、必ず指定された場所で行ってください。
- ⑧ペットもストレスを感じていますので、逃さないように注意してください。
- ⑨ペットの飼育に必要な資材（ケージ・その他用具）と当面の餌は、飼い主が用意することが原則です。もし、用意できなかった場合は、避難者管理班を通じ、避難所運営本部に相談してください。
- ⑩万が一、他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、避難者管理班を通じ、避難所運営本部へ届け出てください。

・・・など

＜ボランティア活動に参加される方へ＞

当避難所内においてボランティア活動を行う場合に、以下の点にご注意くださいますようお願いいたします。

- ①事前にボランティアセンター（社会福祉協議会）において、保険の加入手続きを済ませてください。
 - 当避難所では、災害ボランティアの登録や保険の加入手続きをすることはできません。
- ②各活動班の指示に従って、活動してください。
 - 担当者から依頼内容を説明しますので、指示に従ってください。
 - また、避難所内では、胸や腕などの見えやすい位置に、必ず当方で用意した（名札・腕章等）を付けてください。
- ③体調管理等には、ご注意をお願いします。
 - ボランティアの皆様には、危険な仕事はお願いしませんが、万が一、疑問があれば、作業に取り掛かる前に、担当者に御相談ください。
 - 体調の変化や健康管理には、各自でご注意の上、決して無理をしないようにお願いします。
- ④避難者のプライバシー保護に御協力ください。
 - 原則として、依頼された場所での活動をお願いします。避難者の心情に配慮し、居住空間への無断での立ち入りは控えてください。
 - 避難所内では、事前の許可のない撮影（個人のスマートフォン等での撮影を含む。）は行わないでください。
- ⑤活動終了後は報告してください。
 - 活動が済みましたら、担当者もしくは受付に申し出て確認を受けてください。

・・・など

＜トイレ使用上の注意＞

1 避難所施設のトイレを使用する場合（水を確保して使用している場合）

- ①トイレットペーパーを使用した場合は、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備付けのゴミ箱に捨ててください。
- ②トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を使用し、流してください。
- ③避難者の皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- ④ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。
手洗いは、手洗い場に備え付けてある水（手洗い用）を使用してください。
使用にあたっては、節水を心がけましょう。
- ⑤水汲みやトイレ掃除は、避難者全員が当番制で行います。
居住区ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。
水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気付いた人達で協力して水汲みを行いましょう。

2 簡易組立てトイレを使用する場合

- ①使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。
- ②トイレを使用する際は、使用していることがわかるよう、入口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- ③和式トイレの上板（便器にまたがる部分）は、2人以上乗らないでください。
介添えが必要な方は、洋式トイレを使用してください。
- ④洋式トイレは、足の不自由な方や介添えが必要な方など、トイレ利用にあたって配慮を必要とする方が優先的に使用するものですので、それ以外の方は和式トイレを使用してください。
- ⑤使用後は、便器のそばにあるレバーをまわして、排泄物を流してください。
- ⑥避難者の皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- ⑦汲み取り業者の手配が必要なトイレですので、排泄物がたまってきたら、気付いた人が施設管理班に報告してください。

・・・など